

## 委託契約書（案）

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 業務委託の名称   | 平成 29 年度岩手県介護支援専門員実務研修受講試験<br>会場設営業務委託 |
| 2 業務委託の実施場所 | 岩手産業文化センター・岩手大学                        |
| 3 業務委託期間    | 契約日から平成 29 年 10 月 8 日まで                |
| 4 委託金額      | 一金 円（うち消費税額 円）                         |
| 5 契約保証金     | 円                                      |

公益財団法人いきいき岩手支援財団（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、上記の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

### （総則）

- 第 1 条 乙は、この契約書及び別紙仕様書により業務委託を誠実に履行するものとする。
- 2 仕様書に明記されていない事項については、甲、乙協議して決める。ただし、軽微な事項については、甲の指示に従うものとする。

### （権利義務の譲渡等）

- 第 2 条 乙は、この委託業務により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、継承し、又は下請けさせてはならない。また、この業務により知り得た事項を外に漏らしてはならない。

### （業務内容の変更等）

- 第 3 条 甲は、必要と認めた場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の実施を一時的に中止し、若しくは打ち切ることができる。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を弁償しなければならない。

### （損害の帰属）

- 第 4 条 委託業務の完了前に発生した損害（第三者に及ぼした場合も含む。）は、全て乙が負担するものとする。但し、その損害が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りではない。

### （検査等）

- 第 5 条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく委託業務完了報告書を甲に提出しなけ

ればならない。

- 2 甲は前項の委託業務完了報告書を受領した場合は、委託業務の実施状況等进行检查し、その状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合は、遅滞なく甲に報告し、再検査を受けるものとする。

(委託料の支払い)

- 第6条 乙は、委託業務を完了し、かつ第5条の規定により検査に合格したときは、乙に対して適法な手続きに従って委託料の支払いを請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定に基づいて適法な請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
  - 3 甲は、必要があると認める場合には、委託料額の範囲内で所要額を前払いすることがある。
  - 4 委託料の前払いに係る請求、支払いは本条第2項を準用する。

(甲の解除権)

- 第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) その責に帰すべき理由により期限内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
  - (3) 乙が乙の理由により解除の申し出をしたとき。
  - (4) 次のいずれかに該当するとき。
    - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表するものをいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
    - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員は、経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を持って暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると

認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属する。

但し、甲に生じた実際の損害額が、契約保証金の額を超える場合においては、甲がその越える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（補足）

第8条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた場合については、必要に応じて、甲、乙協議するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

平成29年 月 日

甲 岩手県盛岡市本町通3丁目19番1号  
公益財団法人いきいき岩手支援財団  
代表者 理事長 長山 洋

乙 住所  
名称  
代表者

様式第1号

平成 年 月 日

公益財団法人いきいき岩手支援財団  
理事長 長山 洋 様

(受託者) 住所  
氏名

印

### 委 託 業 務 完 了 報 告 書

下記の事業の委託について、事業委託仕様書のとおり業務を完了したので報告いたします。

#### 記

1 委託事業名

平成 29 年度岩手県介護支援専門員実務研修受講試験会場設営業務委託

2 委託業務完了年月日

平成 年 月 日

様式第2号

平成 年 月 日

公益財団法人いきいき岩手支援財団  
理事長 長山 洋 様

(受託者) 住所  
氏名 印

委 託 料 請 求 書

平成 29 年度岩手県介護支援専門員実務研修受講試験会場設営業務に係る委託料を次のとおり請求します。

金 円

【振込先】

金融機関名、本・支店名

□座種別、□座番号

□座名義  
(フリガナ)